

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 省吾
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務ユニットGM 山田 幸雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務ユニットGM 山田 幸雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社2015年度定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うもの

現行定款第35条（監査役の実任免除等）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するもの  
その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うもの

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、澁谷省吾、中垣啓一、小川博、川嶋誠人、長坂勝雄、児島雅彦、清水良亮、佐原新、田中伸男、中川哲志の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小林幹生、高石英明、今出川幸寛の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、岡田理樹氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を次の通り設定する。

区分（名称）	報酬の考え方	報酬制度の概要
基本報酬	職責に対応	年額3億円以内とする。
業績連動報酬	毎年の成果に対応	親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加え、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内として運用する。
自社株式取得目的報酬	長期的な業績向上に連動	年額9千万円以内。監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）は役員持株会を通じて自社株式を取得する。

注）社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内と設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	195,026	603	79	98.28%	可決
第2号議案	194,483	1,145	79	98.00%	可決
第3号議案					
澁谷 省吾	187,801	7,818	79	94.64%	可決
中垣 啓一	189,107	6,514	79	95.29%	可決
小川 博	189,125	6,496	79	95.30%	可決
川嶋 誠人	189,052	6,569	79	95.27%	可決
長坂 勝雄	189,234	6,387	79	95.36%	可決
児島 雅彦	189,197	6,424	79	95.34%	可決
清水 良亮	189,235	6,386	79	95.36%	可決
佐原 新	193,745	1,876	79	97.63%	可決
田中 伸男	194,200	1,422	79	97.86%	可決
中川 哲志	154,296	41,324	79	77.75%	可決
第4号議案					
小林 幹生	174,264	21,356	79	87.81%	可決
高石 英明	190,879	4,737	79	96.19%	可決
今出川 幸寛	187,316	8,306	79	94.39%	可決
第5号議案					
岡田 理樹	186,482	9,144	79	93.97%	可決
第6号議案	194,595	714	398	98.06%	可決
第7号議案	194,838	471	398	98.18%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 第4号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
5. 第5号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
6. 第6号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
7. 第7号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使(当該株主総会開催日前日まで)分により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

なお、議決権を事前行使していた株主(三菱商事株式会社)が当日出席しましたが、当日行使の内容が事前行使と変更がないことを書面にて確認しております。